⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Syuichi Hanada, Director, National Hospital Organization Kagoshima Medical Center
⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Ultrasound Diagnosis Apparatus 1 set
⑷　Delivery period : December 28, 2016
⑸　Delivery place : National Hospital Organization Kagoshima Medical Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③　have Grade A, B or C in “Manufacturers of products” or “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kyushu-Okinawa Region ;
④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to initiate business of selling medical appliances ;
⑤　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products ;
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 3 : 00 P.M. October 3, 2016
⑻　Contact point for the notice : Masatsugu Oda, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Kagoshima Medical Center, 8―1 Shiroyama-cho Kagoshima-shi Kagoshima-ken 892―0853, Japan. TEL 099―223―1151 ext. 7301

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年8月12日
独立行政法人水資源機構分任契約職
草木ダム管理所長　野村　孝芳
◎調達機関番号　563　◎所在地番号　10
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　購入等件名及び数量　草木ダムテレメータ装置一式製造　1式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による
⑷　納入期限　平成29年6月23日
⑸　納入場所　入札説明書による
⑹　入札方法　上記⑵の購入を入札に付する。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額により落札者を決定する。契約締結にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格　以下の条件を全て満たし、本件に係る一般競争入札参加資格を有すると確認された者とする。
⑴　以下の各号に該当しない者であること。
①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
②　当機構が発注した物品等の調達に係る契約において、本入札公告の日より過去2年以内に次のａからｇまでのいずれかに該当する事実があると認められる者
ａ　契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
ｂ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
ｃ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
ｄ　監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
ｅ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
ｆ　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
ｇ　ａからｆまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
③　当機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑵　当機構における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格審査において「電気通信機器類」の資格を有すると認定された者であること。
⑶　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、利根川水系及び荒川水系において、当機構における指名停止の期間中でないこと。
⑷　当該製造物品又はこれと同等の類似品に係る納入実績があることを証明した者であること。
⑸　設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、水資源機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
〒376―0303 群馬県みどり市東町座間564―6　独立行政法人水資源機構　草木ダム管理所　古瀬　電話0277―97―2131　ＦＡＸ0277―97―3300
⑵　入札説明書の交付場所及び交付方法
①　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。詳細については、上記3⑴まで問い合わせをすること。
②　郵送による交付は郵送料を別に必要とする。
⑶　入札書の受領期限　平成28年10月28日16時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成28年11月14日9時30分　独立行政法人水資源機構　草木ダム管理所
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に求められる事項
①　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに本公告2⑷の競争参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に添付した特記仕様書に基づく製造物品等の仕様に関する資料とともに、本公告3⑶の入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において当機構から当該書類に関し説明を求められた場合にはそれに応じなければならない。